一時支援金の事前確認について

HP掲載文

2021.04.06

標記支援金についての事前確認を本会にて無料で実施しております。

事前確認をご希望の方は以下の流れで事前確認をお願いします。

なお事前確認時に本人確認・法人確認を行う関係で申請ID、生年月日、法人番号等の個人情報の聞き取りを行いますので予めご了承下さい。

なお、事前確認の取扱いは、八幡平市商工会が管轄するエリア内の事業所（会員、非会員問わず）となります。

窓口は、八幡平市商工会本所、安代支所となります。

会員事業所の方

①関連ＨＰを熟読して申請の要件に該当するか確認してください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf?0322>

　（現最新）

②申請の要件に該当する場合は一時支援金事務局HPにおいて申請IDを取得してください

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry/>

　「仮登録（申請ID発番）する」

③商工会へお電話頂き事前確認を依頼してください。

　八幡平市商工会本所　電話0195-76-2040　mail：[hachisho@wave.plala.or.jp](mailto:hachisho@wave.plala.or.jp)

　八幡平市商工会安代支所　電話0195-63-1001 mail：[k-takisawa@shokokai.com](mailto:k-takisawa@shokokai.com)

④事前確認後、必要書類を揃えてご自身でHPより本申請を行ってください。

※申請書類を揃えたが、HPから申請ができない場合は、商工会で申請のサポートを行いますので事前にお申し出ください。

会員事業所以外の方

①関連ＨＰを熟読して申請の要件に該当するか確認してください。

②申請の要件に該当する場合は一時支援金事務局HPにおいて申請IDを取得してください。

③商工会では、非会員に対しましては、事前確認する機関をご案内のみ行います。

※非会員の場合は、他の各機関の会員、顧問先、事業性融資先等であれば、帳簿書類等の確認が省略でき、簡略に事前確認ができますので、身近な登録確認機関に事前確認を依頼することを推奨しています。登録確認機関が見つからない場合には、他に申請サポートセンターが開設されました。盛岡市マリオス18F　電話番号：0120-211-240

④登録確認機関において事前確認を行ってください。

　なお、必要書類は関連HPにてご確認ください。

⑤事前確認後、必要書類を揃えてご自身でHPより本申請を行ってください。